

平成30年第1回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

平成 30 年第 1 回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

平成 30 年 3 月 26 日（月曜日）

○議事日程第 1 号

平成 30 年 3 月 26 日（月曜日）午後 2 時開議

- | | | |
|------|-----------------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 平成 30 年度青森地域広域事務組合一般会計予算 |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 平成 29 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号） |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 4 号 | 青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第 5 号 | 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 一般質問 | |
| 第 9 | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について | |
| 第 10 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について |
| 第 11 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について |
| 第 12 | 青広監報告第 1 号 | 定期監査報告について |
| 第 13 | 青広監報告第 2 号 | 例月出納検査報告について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1番	田中	大	議員	10番	小倉	潤	二	議員
2番	田中	茂勝	議員	11番	中田	靖人	議員	
4番	軽米	智雅子	議員	12番	木戸	喜美男	議員	
6番	安藤	英博	議員	14番	柿崎	裕二	議員	
7番	中村	美津緒	議員	15番	仲谷	良子	議員	
8番	奈良岡	隆	議員	16番	秋村	光男	議員	
9番	田中	哲也	議員	17番	渋谷	勲	議員	

○欠席議員（3名）

3番	山脇	智	議員	13番	坂本	豊	議員	
5番	石岡	博英	議員					

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	小野寺	晃彦	君	参	与	平山	茂樹	君 (今別町総務課長)
代表副管理者	久慈	修一	君	参	与	小松	生佳	君 (蓬田村総務課長)
副管理者	船橋	茂久	君	あおひらクリーンセンター課長		佐々木	健	君
副管理者	山崎	結子	君	庶務課長		小林	雅憲	君
副管理者	中嶋	久彰	君	予防課長		長谷川	順一	君
監査委員	杉田	浩	君	警防課長		佐藤	芳之	君
事務局長	舘田	一弥	君	中央消防署長		花田	孝夫	君
消防長	蝦名	幸悦	君	東消防署長		成田	智	君
消防次長	吉本	雅治	君	浪岡消防署長		中村	裕治	君
総務課長	西村	務	君	平内消防署長		木村	秀人	君
参	与	船橋	正明	會計管理者		小鹿	継仁	君 (青森市市民政策部政策推進課長)
参	与	渡辺	仁志	會計課長		工藤	哲也	君 (平内町企画政策課長)
参	与	阿部	清幸	監査委員書記		貝森	敦子	君 (外ヶ浜町総務課参事)

監査委員書記 三 上 智 幸 君

清掃管理課長 葛 西 俊 一 君

○事務局出席職員氏名

書 記 長 小 倉 隆

書 記 山 上 正 吾

書 記 川 浪 昭 仁

書 記 大 柳 良 明

午後 2 時開会・開議

○議長（渋谷勲君） ただいまから、平成 30 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（渋谷勲君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、10 番小倉潤二議員及び 12 番木戸喜美男議員の 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（渋谷勲君） 日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号 平成 30 年度青森地域広域事務組合一般会計予算

日程第 4 議案第 2 号 平成 29 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第 3 号 青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 4 号 青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 5 号 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渋谷勲君） 日程第 3 議案第 1 号「平成 30 年度青森地域広域事務組合一般会計予算」から日程第 7 議案第 5 号「青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について」までの計 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者小野寺青森市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 平成 30 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思えます。

当事務組合が共同処理する事務のうち、一般廃棄物処理業務につきましては、廃棄物の適正処理及びごみの資源化・減量化等を一層進めてまいりますとともに、共同処理の利点

を十分に生かしながら取り組んでまいります。

また、介護認定審査会業務につきましては、介護認定申請者に対する介護保険の円滑な運用に資するため、要介護認定審査の公平及び公正を確保するとともに、今後、高齢化の進行により要介護認定の申請者の増加が見込まれますことから、業務能力の強化と効率化に取り組んでまいります。

次に、消防業務につきましては、近年の災害の発生状況を顧みますと、平成 29 年 7 月には九州北部豪雨による災害が発生するなど、全国的に集中豪雨が頻発するとともに、本年 1 月には群馬県草津白根山において火山噴火災害が発生するなど、さまざまな自然災害が猛威を振るっている状況にあります。

一方、これらの自然災害以外にも、当事務組合の管内において、平成 28 年 9 月に引き続き、本年 1 月に外ヶ浜町三厩龍浜地区において大規模な火災が発生したところであります。

また、県外においても、平成 28 年末の糸魚川市での火災や平成 29 年 2 月の埼玉県内の大型倉庫火災など、非常に大規模な火災が発生しております。

このような中、当事務組合といたしましては、東青地域住民の安全・安心を確保するべく、一層の消防力の充実・強化及び防災体制の整備に努めてまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましては、当事務組合の消防力の強化並びに地域のさらなる発展に、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号平成 30 年度青森地域広域事務組合一般会計予算についてであります。平成 30 年度当初予算総額は、58 億 3610 万 9000 円となり、平成 30 年 7 月に供用開始を予定している原別分署建設事業の事業進捗に伴う普通建設事業費の減の影響などから、平成 29 年度当初予算との比較では、6963 万 1000 円、1.2%の減額となったところであります。

それでは、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものであります。分担金及び負担金として、51 億 1428 万 9000 円を計上いたしましたものであります。このうち消防業務に係る分担金につきましては、青森市が 37 億 2181 万 8000 円、平内町が 2 億 6998 万 3000 円、外ヶ浜町が 2 億 2439 万 7000 円、今別町が 1 億 3596 万 4000 円、蓬田村が 6097 万 5000 円となっており、前年度と比較いたしまして、0.9%の増額となっております。その主な理由といたしましては、青森市派遣職員の一般職員の給料抑制解除及び中央消防署今別分署の救急自動車更新などによるものであります。

一般廃棄物処理業務等に係る負担金につきましては、青森市が 4 億 3359 万 2000 円、平内町が 3986 万 9000 円、外ヶ浜町が 1 億 1597 万円、今別町が 6587 万 2000 円、蓬田村が 4584 万 9000 円となっており、前年度と比較いたしまして 8.6%の増額となっております。

諸収入につきましては、青森市から委託されております青森市消防団の事務受託収入等として 2 億 3344 万 5000 円、組合債につきましては、消防自動車の更新などの普通建設事業費の歳出連動に伴い、4 億 3520 万円を計上いたしましたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、職員人件費や一般事務費等当事務組合運営に要する経費のほか、全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の更新経費や大規模災害時における情報収集・指揮活動を円滑に行うための環境整備経費等として、1億6027万9000円を計上いたしましたものであります。

民生費につきましては、介護認定審査会の委員報酬や職員人件費等その運営に要する経費として、8084万3000円を計上いたしましたものであります。

衛生費につきましては、斎場、し尿処理施設及びごみ処理施設の管理運営費として、5億2329万5000円を計上いたしましたものであります。

構成市町村振興費につきましては、地域活性化のための補助金等1012万7000円を計上いたしましたものであります。

消防費につきましては、消防本部、各消防署及び青森市消防団を運営する経費といたしまして、47億3371万9000円を計上いたしましたものであります。

主な内訳といたしまして、青森消防費につきましては、職員人件費及び消防業務運営費のほか、中央消防署に配備されている梯子付消防自動車及び中央消防署油川分署に配備されている消防ポンプ自動車、東消防署に配備されている高規格救急自動車、消防本部に配備されている指揮車を更新する経費、また、東消防署原別分署移転新築に伴う建設工事に要する経費、そのほか消防用資機材の購入に要する経費など、合わせて38億4243万8000円を計上いたしましたものであります。

平内消防費、外ヶ浜消防費及び今別消防費につきましては、職員人件費及び消防業務運営費のほか、中央消防署今別分署に配備されている救急自動車を高規格救急自動車として更新する経費、また、老朽化の著しい中央消防署今別分署に関して、今別町において平成29年度に移転先の建設用地が確保されましたことから、庁舎建替えについて、平成30年度から平成32年度までの3カ年で実施することとして、平成30年度は、庁舎設計に要する経費などを計上いたしましたものであります。

その結果、平内消防費につきましては、2億5629万8000円、外ヶ浜消防費につきましては、1億7932万円、今別消防費につきましては、2億3836万円を計上いたしましたものであります。

青森市から委託されております、青森市消防団運営費につきましては、団員報酬及び消防団業務運営費のほか、荒川分団及び浜館分団のホース乾燥台撤去工事に要する経費、消防団員用保安帽などの消防用資機材の購入に要する経費など、2億1730万3000円を計上いたしましたものであります。

公債費につきましては、一般廃棄物処理施設等の整備、消防施設整備等に係る長期債の元金及び利子償還金として、2億8628万4000円を計上いたしましたものであります。

以上が、平成30年度青森地域広域事務組合一般会計予算の概要であります。

次に、議案第2号平成29年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、主として平成29年度の消防費における決算見込みに基づき、所要の調整を行ったものであります。

その結果、今回の補正額は、1億135万円の減額補正となり、補正後の一般会計予算額は、58億3661万4000円となるものであります。

それでは、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず、歳出の主な内容についてであります。青森消防費につきまして、燃料単価上昇に伴う燃料費といたしまして242万6000円、また、東消防署の管理費負担金といたしまして117万9000円をそれぞれ増額補正したほか、原別分署建設事業につきましては事業進捗に伴う決算見込みに基づき1億495万5000円を減額補正するものであります。

次に、歳入の主な内容についてであります。歳出補正に伴う所要の調整により、分担金につきましては、2005万円、また、組合債につきましては、8130万円をそれぞれ減額補正するものであります。

このほか、継続費につきましては、原別分署建設事業の事業進捗に伴う変更を行おうとするものであります。

次に、議案第3号青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に準じ、主任管理者手当を廃止するとともに、廃止したもののうち危険を伴う作業について危険作業手当を支給するため、青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例について、所要の改正をするものであります。

次に、議案第4号青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人件費単価及び物価水準の変動に伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第5号青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当組合において準用する青森市職員の給与に関する条例、青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び青森市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

以上をもちまして、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、私及び担当者からそれぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷勲君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決いたします。

議案第5号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

日程第8 一般質問

○議長（渋谷勲君） 日程第8「一般質問」を行います。

質問を許可します。

15番仲谷良子議員。

〔議員仲谷良子君登壇〕

○15番（仲谷良子君） 社会民主党の仲谷良子でございます。通告に従って、一般質問を行います。

平成28年に県内で発生した放火を除く火災の死者26人のうち、7割を超える20人が65歳以上の高齢者だった。半数以上の12人が逃げ遅れで亡くなったことが、新聞報道されていました。

逃げ遅れを防ぐためにも、火災警報器の設置は重要であり、特に高齢者に設置を呼びかけなくてはならないと思います。

以上述べて質問いたします。

1点目は、住宅用火災警報器の設置率及び各構成市町村別の設置率を示してください。

2点目は、設置率向上及び普及啓発に向けたこれまでの取組を示してください。

以上で演壇での一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。蝦名消防長。

〔消防長蝦名幸悦君登壇〕

○消防長（蝦名幸悦君） 仲谷議員の「住宅用火災警報器について」の2点の御質問に順次お答えいたします。

初めに、住宅用火災警報器の設置率及び各構成市町村別の設置率についてでございますが、住宅用火災警報器の設置につきましては、平成 16 年 6 月に消防法が改正され、住宅の用途に供される防火対象物には住宅用防災機器を設置し、維持しなければならないことが規定されたところであります。

これを受けまして、平成 17 年 3 月に当時の青森地域広域消防事務組合火災予防条例が改正され、既存の住宅につきましては経過措置が設けられ、平成 20 年 6 月 1 日から全ての住宅について住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、今年で 10 年が経過するところであります。

青森地域広域事務組合消防本部、——以下、「当消防本部」と言わせていただきます——、における設置率は、昨年 6 月の調査で、消防本部管内全体では 86.5%となっております。

また、各構成市町村別の設置率につきましては、青森市が 87.7%、平内町が 77.5%、外ヶ浜町が 85.0%、今別町が 87.5%、蓬田村は平成 27 年度のデータとなりますけれども、90.0%となっております。

なお、青森県全体での設置率は、76.9%となっており、各構成市町村とも県全体の設置率を上回っております。

次に、設置率向上及び普及啓発に向けた取組についてでございますが、消防本部といたしましては、消防本部ホームページや 2 カ月に 1 度発行している消防広報紙等において住宅用火災警報器の設置促進を掲載するとともに、春と秋の火災予防運動や消防ふれあい広場、防火作品コンクール、防火管理講習会などにおいて、ポスター及びのぼりの掲示やパンフレット等を配布し、普及活動を行ってきたところであります。

さらに、青森地域防災協会や一般社団法人青森県消防設備保守協会等から御提供いただいた住宅用火災警報器を、火災予防運動期間中に実施しているモデル地区住宅防火訪問等において、住宅用火災警報器が設置されていない高齢者の独居世帯を、各市町村社会福祉協議会や民生委員等に選定していただき、取り付けしているところであります。

今後におきましても、あらゆる機会を捉え、住宅用火災警報器の普及啓発に努め、設置率の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 15 番仲谷議員。

○15 番（仲谷良子君） 御答弁ありがとうございました。再質問をいたします。

まず、今、御答弁にありました設置率であります。このことについて、今年の 1 月 15 日の新聞に報道されておりました。火災死者発生率が全国でワーストということと、県内の設置率 76.9%、これは全国で 37 位だということ、47 都道府県からみれば非常に低い、37 位ですから、低い設置率となっております。

火災死者発生率が全国でワーストというのは、消防庁によると 2016 年、県内で発生した火災は、前年から 128 件減少した 472 件だったんだそうですが、死者数が前年から 3 人減っただけの 32 人で、死者発生率が 2.39 人となって全国で最も高くなったということが報道されています。

先ほど演壇でも言ったように、どうしても高齢者の人の逃げ遅れが多かったということ

でありますので、本当に普及啓発は、独居の老人と言いましたかね、市町村でそういうところに設置を呼びかけているということはよくわかりましたが、やっぱり設置率はもう少し上げないといけないのではないかというふうに思います。

90%を越すようでない、高齢者がこれからもっと多くなるわけでありますので、是非それを御努力いただきたいと、これは要望いたします。

それとですね、火災警報器は義務付けられてから10年経つということでありますが、私は火災警報器を取り替えなければならないということを知りませんでした。

新聞に、「いざ動くその火災警報器」というふうなことが書いていて、随分少し大きく書いていたので目に付いたのですが、昨年の11月でありますけれども、10年経つと取り替えたほうがいいのではないかというふうなこと、10年を目途に警報機の本体ごと交換したほうがよいということを知りまして、私のようにですね、点検してみるとか、付ければそのまま半永久的にいいものと思っていた人間もいるのではないかというふうに思いまして、改めて警報機の点検等を周知すべきというふうに考えますけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。蝦名消防長。

○消防長（蝦名幸悦君） 仲谷議員の再度の御質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置から今年で10年経過するというところで、経過したものは本体の交換が推奨されているが、本体交換についての普及について、どういうふうに取り組んでいるのかというお尋ねかと思っておりますけれども、全ての住宅につきましては住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから、先ほども申し上げましたけれども、今年で10年が経過することによりまして、経年劣化や電池切れによる不作動等が懸念され、国では定期的な点検を促すとともに、作動しない場合は本体の交換を推奨しているところでございます。

これに伴いまして、消防本部といたしましては、設置率向上の取組と併せて、春と秋の火災予防運動を始め、さまざまな行事や講習会、消防本部ホームページや消防広報紙等において、定期的な点検や本体交換に関し周知活動に努めているところであります。

今後におきましても、あらゆる機会を捉え、住宅用火災警報器の普及啓発に努めるとともに、本体交換の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 15番仲谷議員。

○15番（仲谷良子君） ありがとうございます。

国民生活センターの調査で、警報機の任意点検を依頼した1474人のうち12%にあたる175人の自宅で、電池切れや故障が見つかったということが書かれてあります。

ですから、私のように知らない者もいたりとか、わかっているけれども試験的に紐を引っ張ってみたりとか、やり方がいろいろあるでしょうけれども、そういうことも是非組合の皆さんから市民町民の皆さんにお知らせ願えればと思います。

そして、これは私の要望であります。消防団の皆さんがね、初午のときにお札を持って回りますね。そのときでも、家にいた方に対して、もう10年経っているのというようなことをですね、是非PRするように、消防団の皆さんにもお願いしたらどうかと思いま

すので、是非そのところよろしく願いして、私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第 9 議会運営委員会の所管事務の継続審査について

○議長（渋谷勲君） 日程第 9 「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第 95 条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 10 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 11 報告第 2 号 専決処分の報告について

日程第 12 青広監報告第 1 号 定期監査報告について

日程第 13 青広監報告第 2 号 例月出納検査報告について

○議長（渋谷勲君） 日程第 10 報告第 1 号「専決処分の報告について」から、日程第 13 青広監報告第 2 号「例月出納検査報告について」までの計 4 件については、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（渋谷勲君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（渋谷勲君） これにて、平成 30 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 29 分閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 渋谷 勲

議員 小倉 潤 二

議員 木戸 喜美男